

お知らせ 戸籍の証明書について

本籍地が遠くにある方でも最寄りの市区町村の窓口に請求できます

これまで、必要な戸籍証明書を請求するには、その本籍地の窓口か、郵送で請求する必要がありました。

現在、全部事項証明（謄本）については、最寄りの市区町村の窓口で、ご利用ください。

●請求のポイント

システム化に対応して

本人の戸籍証明書等だけじゃなく
・夫又は妻（配偶者）
・父母、祖父母など（直系尊属）
・子、孫など（直系卑属）
の戸籍証明書等も請求できるよ！



なるほど！
きょうだいの戸籍証明書等は請求
できないから気をつけね！

■開催日時
2月4日（火）
3月11日
生活・仕事相談会を開催します
生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。
【要事前予約】

皆様から寄付をいただきました。
ありがとうございます。（敬称略）
12月16日～1月15日受領分

・下川町に
一般事業として
千田 洋一（東京都）

青少年健全育成事業として
岩下 篤（千葉県）

・社会福祉協議会に
生前のご交誼に謝して
札幌市 小林 広（亡母）
上名寄 古屋香代子（亡夫）



いない一部の戸籍・除籍を除きます。また、一部事項証明書（戸籍抄本）は請求できません。

事項証明書（戸籍抄

本）は請求できません。

戸籍の附票の写し、戸籍諸証明（身分証明書、独身証明書等）は

広域交付の対象外です。

戸籍証明書等を請求で

きる方が、市区町村の窓口にお越しになつて

請求する必要がありま

す。（郵送や代理人によ

る請求はできませ

ん。）

窓口にお越しになつた

方の顔写真付きの身分

証明書（運転免許証かマイナンバーカード）の提示が必要です。

●コンピュータ化され

いない戸籍証明書は請求できません。

また、請求できる戸籍証明書は、左図のとおり、夫または妻、父

母や祖父母など直系尊属、子や孫などの直系卑属となっています。

■開催場所
総合福祉センター「ハピネス」

ネス」

内線116・1117

お問い合わせ

町民生活課 総合窓口係

電話4-2511

■申込期限

開催日前日の午後3時

までに電話、FAX、メー

ルで予約してください。

■相談料 無料

■相談先・実施主体
自立相談支援事業所
「かみかわ生活あんしんセンター」

相談開始時間確認等のため、センターより電話連絡することがあります。

①午前10時～午前10時50分
②午前11時～午前11時50分
の2回

〒078-8231
旭川市豊岡1条2丁目
1-16
FAX 0166-333-0021
メール
aido.jp

相談開始時間確認等のため、センターより電話連絡することがあります。

